

「おおいたマルシェ(第16回)」企画・運営・設営業務委託仕様書

第1章 総則

1. 業務名

「おおいたマルシェ(第16回)」企画・運営・設営業務委託

2. 趣旨

本市で育まれた「おおいたの食」と農林水産物の「地産地消」や、木材への親しみを深めてもらう「木育」をテーマとしたイベント「おおいたマルシェ」(以下「マルシェ」という。)を開催することで、市民をはじめとする来場者に、それら製品の情報発信と地産地消の啓発及び木材普及を図る。

3. 業務理念

本業務を遂行するにあたり、おおいたマルシェ実行委員会の意図及び目的を十分に理解したうえ、本業務に精通した経験者を定め、安全に十分配慮した人員を配置して目的を達成するように実施しなければならない。

4. 疑義

本業務を遂行するにあたって、明示なき事項、または疑義を生じた場合は、契約書による他、甲乙協議の上決定するものとする。(甲とは委託者、乙とは受託者)

5. 委託期間

契約締結の日から令和7年11月28日(金)まで

6. 「おおいたマルシェ」概要

(1)主 催 おおいたマルシェ実行委員会・大分市

(2)開催日 令和7年11月1日(土)10時から16時

(10時から開会式、大分市地産地消標語コンクール表彰式)

11月2日(日)10時から16時

(3)実施場所 大分いこいの道広場A・B

(4)その他関連イベント

①大分市地産地消標語コンクール作品展示期間

期 間 令和7年10月29日(水)～令和7年11月10日(月)

実施場所 J:COM ホルトホール大分 エントランスホール 111、112

②地産地消料理教室

開 催 日 令和7年10月19日(日)

実施場所 J:COM ホルトホール大分 キッチンスタジオ

第2章 業務内容

業務内容については下記の1～3に大別する。なお、提案に係る見積書についてもこれに基づき作成し、【共通経費】、【「地産地消」関係に係る経費】、【「木育」関係に係る経費】に分けて明記することとする。

1. 共通経費関係

(1) 企画・調整

- ①地産地消に関する話題性、集客力のあるステージイベントを両日1つ以上行うこと。
- ②実施場所内の回遊性を高めることを目的としたイベントを行うこと。
- ③来場者を対象にアンケートを実施し、集計・分析結果を甲へ報告すること。
※アンケート内容は甲が決定する。
- ④必要に応じて、出店者や関係者と甲との連絡調整を行うこと。

(2) 運営

- ①運営における総括責任者を配置し、マルシェが円滑に進行するよう管理を行う。
- ②夜間警備、通行管理、出店者用駐車場管理(大分市要町54街区を予定)、周辺店舗への無断駐車への対応など、安全管理に必要な警備員等を配置すること。
- ③当日の来場者の体調不良に備え、本部常駐の看護師を配置すること。
- ④実施場所の清掃や実施場所で発生したゴミの収集及び処理を行うこと。
- ⑤催物実施者の搬入・搬出補助に対応すること。
- ⑥大分いこいの道広場 A・B におけるマルシェ実施期間中の来場者数をカウントすること。
- ⑦その他、迷子や落し物、けが人への対応等、マルシェが円滑に実施されるよう対応すること。
- ⑧来場者やイベント参加者、各出店者ブースの購入者が密集しないよう、必要な人員を配置すること。

(3) 設営・撤去

各実施場所における設営及び撤去作業については次のとおり完了すること。

①大分いこいの道広場 A・B

設営:令和 7 年 10 月 31 日(金)午後1時まで

(実施場所は 10 月 29 日(水)から使用可能)

撤去:令和 7 年 11 月 3 日(月)午後3時まで

ア)実施場所の借り上げは、甲が行う。

イ)別紙1(設備計画書)を参考に、共通経費関係に必要な設備を準備、配置すること。

ウ)装飾には、マルシェの幟、三角旗を必ず使用すること。

エ)以下の物品を 10 月 31 日(金)までに甲より受け取り、実施場所へ搬入すること。

・幟、三角旗:大分市農政課(本庁 8 階)

・マルシェ木箱2種(出店者商品ディスプレイ用):農政課管理倉庫

縦 33 cm×横 50 cm×高さ 11 cm:120 箱程度

縦 33 cm×横 50 cm×高さ 22 cm:50 箱程度

オ)ステージは雨天時でも使用できるよう配慮すること。

カ)製作物等

- ・会場案内看板(1800 mm×1500 mm程度)3 枚
- ・ステージ看板(7200 mm 600 mm程度)1 枚
- ・無断駐車禁止案内看板(600 mm×1500 mm程度) 2 枚
- ・駐車場案内看板(600 mm×1500 mm程度) 1 枚
- ・救護所看板(450 mm×450 mm程度) 1 枚

※デザイン、設置箇所については、甲と、別途協議を行うこととする。

ク)搬入・搬出に使用するリヤカー6 台程度を用意すること。

(4)広報・宣伝

①ポスター・チラシの作成及び配布

ア)作成部数・規格

- | | | |
|-------------|----------|-------------|
| (a)ポスター | 100 部 | B2、タテ、フルカラー |
| (b)事前配布用チラシ | 22,000 部 | A4、両面、フルカラー |
| (c)当日配布用チラシ | 6,000 部 | A3、両面、フルカラー |

イ)納品予定日

- | | |
|-------------|---------------------|
| (a)ポスター | 令和 7 年 10 月 10 日(金) |
| (b)事前配布用チラシ | 令和 7 年 10 月 10 日(金) |
| (c)当日配布用チラシ | 令和 7 年 10 月 24 日(金) |

ウ)納品及び配布について

- (a)事前配布用チラシ約 15,000 部(金池、大道、長浜小学校区を想定)のポスティングをすること。ポスティングは、乙にて 10 月末日までに行うこと。
- (b)ポスター、上記を除く事前配布用チラシは、甲に納品すること。
- (c)当日配布用チラシは、1,000 部を甲に納品し、残りの 5,000 部については、当日、乙にて会場に搬入すること。
- (d)市ホームページ掲載等、広報宣伝用に PDF データも納品すること。

エ)その他

- (a)甲と協議のうえ、企画、デザインレイアウトなど編集業務を行うこと。

②当日チラシの配布

当日チラシをマルシェ当日、来場者等へ配布すること。

③その他メディア等による広報

広告媒体を活用した効果的な宣伝を実施すること。

また、おおいたマルシェ Instagram・facebook アカウントを活用すること。

④甲が印刷した周知文書 600 部を、実施場所の近隣住民へポスティングを実施すること。

(5)その他

提案内容に基づく共通経費

(6)提案金額の上限等(共通経費関係)

提案金額(本市との契約額)の上限は 6,530 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、会場使用料はこれに含まない。

2. 地産地消関係

(1)地産地消飲食店舗の選定

①令和 7 年8月 22 日(金)までに、魅力ある店舗「地産地消エリア」(1日14店舗程度)を選定し、各店舗より以下のア)からウ)の必要書類を取りまとめること。

なお、地産地消エリアの出店条件は別紙2(地産地消飲食店舗エリア出店条件)のとおりとする。

② ①以外で、大分市がにらの産地であり、大分市発祥のメニューである「にら豚」をPRするため、ホームページ「にら豚PR大作戦～大分発祥の『にら豚』を盛り上げよう！～」(URL: <https://nira.oitacity.info/>)に掲載している店舗からマルシェの趣旨を理解する1店舗を選定し、以下のア)からウ)の必要書類を取りまとめること。

なお、出店条件は別紙3(にら豚PR店舗出店条件)のとおりとする。

【①②共通必要書類】

ア)おおいたマルシェ出店申込書

イ)誓約書

ウ)おおいたマルシェの出店に係る誓約書

【補足】

・おおいたマルシェ関係団体店舗

1日30店舗程度(このうち1店舗は軽トラ3台、4店舗は水産物の PR)
(2日間のべ60店舗程度で、甲選定)

・地産地消飲食店舗

1日16店舗程度(内14店舗程度は乙選定、2店舗は甲が公募選定)
(2日間のべ32店舗程度)

(2)その他地産地消に関するイベントについて

①甲指定団体に委託し、地産地消料理教室を実施する。これに係る経費として、50,000 円(税込)見積もり、支払うこと。

※見積もり、支払い以外については、甲が行う。

②地産地消標語コンクールにかかる応募作品の展示、実施場所の装飾等の設営及び撤去含めた運営を行うこと。

(3)設営・撤去

①設備

・別紙4(設備計画書)を参考に、「地産地消関係」のブースに必要な設備を準備、配置すること。

・上記以外の給排水設備、電気関係設備、ブーステントサイン等、マルシェを実施するために必要な設備を事務局と協議のうえ準備、配置すること。

※出店者の電気使用により、テント配置を妨げないようなレイアウトにすること。

②J:COM ホルトホール大分エントランスホール(地産地消標語コンクール作品展示)

設営:令和 7 年 10 月 28 日(火)午後 1 時まで

(実施場所は午前 9 時から使用可能)

撤去:令和 7 年 11 月 11 日(火)午後 4 時まで

ア) 実施場所の借り上げは、甲が行う。

(4)提案金額の上限等(地産地消関係)

提案金額(本市との契約額)の上限は 3,856 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、会場使用料はこれに含まない。

3. 木育関係

(1)提案事業

①木のおもちゃのあそび広場

- ・幼児(1 歳児から 6 歳児)や児童のいる家族を主な対象とする。
- ・面積は、1 度に 30 人程度が遊べるような十分なスペースを確保すること。
- ・年齢層を考慮した遊び広場を 2 パターン以上提案し、実施すること。
- ・安全管理を考慮し、十分なスタッフを配置すること。

②地域材を活用した木工ワークショップ

- ・幼児(1 歳児から 6 歳児)や児童も体験可能な内容とする。
- ・安全管理を考慮し、十分なスタッフを配置すること。

③上記以外に、木育の推進に向けて効果が高いと見込まれるもの(自由提案)

(2)マルシェ関係団体事業

- ・甲が指定するマルシェ関係団体に木工教室を実施させる。

(3)提案金額の上限等(木育関係)

提案金額(本市との契約額)の上限は 3,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とし、会場使用料はこれに含まない。

第3章 報 告

1. 報告書

実施に要する参考資料、状況写真、成果、振り返り、次回への考察等を製本(A4版)し、紙資料、電子データ両方で納品すること。

第4章 特記事項

1. マルシェの企画・運営及び設営において、甲と全体の運営に関する打合せを行うこととし、その他、運営に関することで本業務以外に必要な事項がある場合は、甲乙協議をするものとする。

2. 委託期間中に乙の責に帰すべき理由により発生した事故や第三者に与えた損害については、乙がその賠償の責任を負い、甲に発生原因及び経過を速やかに報告すること。

また、必要に応じて保険加入など、賠償に係る備えを行うこと。

3. 乙は、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

4. 乙は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、紛失、既存の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 必要に応じ、おおいたマルシェ実行委員会(9月頃開催予定)及び出店者説明会(10月頃開催予定)へ同席するものとする。

6. 設営は甲立会いの上、最終配置を決定するものとする。

7. 搬入、搬出時及びマルシェ当日に、大分いこいの道広場 C において他のイベントが実施される場合は調整を行うこと。

8. 芝生内に車両を乗り入れないこと。

9. 大分いこいの道広場の利用にあたっては、大分いこいの道協議会の指示のもと、実施場所内の養生を行うこと。

10. 大分いこいの道広場内の沿路に侵入する場合は、舗装を破損することのないよう十分な養生を行うものとする。

11. テントの設営にあたって、芝生を破損することのないように十分な注意を行い設営すること。

12. 実施場所の設営及び撤去にあたっては、歩行者等への安全対策を十分に行うこと。

13.雨天時には、効果的かつ適正な雨天対策を講じること。

14.その他必要事項については、甲と協議し、決定すること。

おおいたマルシェ(第16回)出店申込書

団 体 名					
責 任 者 名					
テントサイン					
住 所	〒 -				
携 帯 電 話		E-mail			
必要コマ数		※1コマ：間口(2. 7m×3. 6m), 机3, イス3			
追加備品(有料)		金額(1日あたり)	必要数	日数	計 (金額)
	テーブル (ビニールクロス付き)	〇円/台			
	パイプイス	〇円/脚			
	簡易手洗い	〇円/式			
	電源	〇円/口			
合計金額					
持 込 機 材					W
					W
					W
					W
出 店 希 望 日	11月1日(土) ・ 2日(日) (出店希望日に○をしてください)				
火 気 使 用	有 ・ 無 (どちらかに○をしてください)				
出店に係る保健所の食品営業許可	取得済(許可番号:)・一時申請予定・ 不要(理由:) (いずれかに○をし、許可番号等を記入してください。)				
出 店 内 容	※大分市産農林水産物を使用した商品及び郷土産品を3割以上入れてください。 (飲み物を除く) 飲み物を含めて、販売する全メニューをご記入ください。 商品名の後ろに、使用する市産農林水産物をご記入ください。例) びわゼリー(市産びわ)				

おおいたマルシェ事務局(大分市農政課) 行
FAX 097-534-6176

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

大分市長 足立 信也 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕
(ふりがな)

氏 名

⑩

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ない旨の誓約をお願いしています。

おおいたマルシェの出店に係る誓約書

おおいたマルシェの出店にあたり、以下の事項について特に留意することを誓約いたします。

- 1 出店条件、その他関係法令（食品衛生法等）を遵守すること。
- 2 おおいたマルシェにおいて、事故、苦情等の問題が生じたときは、出店者がその責任を負い、解決に対し誠実に対処すること。
- 3 農産物を提供する場合、安全・安心な農産物づくりのため、農薬・肥料・土壌改良資材等を適正に使用するとともに、以下の事項を遵守すること。
 - ・無登録農薬は使用しません。
 - ・農薬の登録内容、使用時期、使用濃度、使用回数、収穫前使用日数等を厳守し、安全に使用します。
 - ・安全性の確認できない資材は使用しません。

令和 年 月 日

おおいたマルシェ実行委員会
委員長 須川 直樹 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]
住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名・代表者名]
(ふりがな)
氏 名

(記名押印又は署名)

別紙1 設備計画書(共通経費関係)

(1)基本テント数等について

テント等の基本数を次のとおりとする。出店数に応じて調整のうえ過不足なく配置すること。

1. おおいたマルシェ本部ブース

パイプテント	2間×3間	2	張
テント側幕	3間	4	枚
テント側幕	2間	4	枚
テーブル	1800×450	8	卓
パイプイス		12	脚
ビニールクロス	900巾	8	枚
電源1口(100V／15A)			

2. スタッフ・職員控テント（木箱用テント1、スタッフ控テント2）

パイプテント	2間×3間	3	張
テント側幕	3間	6	枚
テント側幕	2間	6	枚
テーブル	1800×450	12	卓
パイプイス		20	脚

3. 来場者休憩用

必要に応じてテント及び椅子・机を配置すること。

別紙2(地産地消飲食店舗 出店条件)

1. 地産地消飲食店舗 出店要領

(1) 出店条件

- ①主に大分市内で販売し、大分市内に常設の店舗が存在している事業者であること。
- ②「おおいたマルシェ」(以下「マルシェ」という。)の趣旨を理解し、大分市産農林水産物を使用した地産地消メニューを、全メニューの3割以上提供すること。
※ただし、飲み物は除きます。
※「おおいたの食」と「地産地消」をテーマとしたイベントであるため、できる限り全メニューの5割以上の使用に努めるようお願いします。
- ③出店している全メニュー(飲み物を含む)を保健所に届け出ていること。(届け出不要のメニューを除きます。)
- ④他の出店者と協調し、マルシェを円滑に実施すること。
- ⑤①の店舗においても大分市産農林水産物の使用に努めること。
- ⑥申込み者と出店者が同一であること。(名義貸し等による出店は出来ません。)
- ⑦出店者説明会に出席すること。(10月頃開催予定、後日ご案内します。)
- ⑧「おおいたマルシェの出店に係る誓約書」に同意すること。
※遵守できない出店者は、次年度以降の出店不可とします。
- ⑨暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 出店ブース

・標準仕様(1小間あたり)

○テント【2.7m×3.6m】1/2 張 ○テーブル【1.8m×0.45m】3 台
○ビニールクロス【900巾】3 枚 ○パイプイス 3 脚 ○テントサイン1枚

・追加設備(有料)(※1)

追加設備額については、後日委託事業者から送付する請求書により、お支払い願います。

○テーブル(ビニールクロス付き)【1.8m×0.45m】	1日あたり	〇〇〇円/台
○パイプイス	1日あたり	〇〇〇円/脚
○簡易手洗【コック付き水タンク・バケツ各1】	1日あたり	〇〇〇円/式
○電源【100V/15A】	1日あたり	〇〇〇円/口

※1:委託事業者が決定後に金額を確定

※電源は1口(1500W)までとします。上記以外に必要な設備がある場合は、出店者各自でご準備ください。

(3)出店料

標準仕様にかかる分を1小間あたり1日5,000円とします。

※搬入出・食材・備品等は全て自己負担となります。

※売上手数料は頂きません。

(4)出店料の納入

出店決定後、請求書を送付しますので、9月9日(火)までに、指定する口座へ振り込み願います。

※振込手数料はご負担願います。

(5)出店者のテント配置の抽選

出店者のテント配置について、以下の点等を考慮して抽選します。

①おおいたマルシェ関係団体エリアと地産地消飲食店舗エリアに分けて配置

②2日間とも出店する出店者の希望を優先して配置

③火気を使用する出店者は、指定したエリア内で抽選(抽選日は10月上旬予定)

(6)出店の辞退

出店を辞退する場合は、9月9日(火)までの申し出とし、9月10日(水)以降の辞退は認められません。万が一、それ以降に辞退することとなった場合は、出店料と同額の違約金を請求するとともに、翌年度以降の出店を制限する場合があります。

(7)駐車場

1店舗あたり1台分用意します。(大分市要町を予定)

(8)食品衛生管理について

①保健所の指示に従い、衛生管理には十分に留意してください。

※一時的飲食店営業及び一時的菓子製造業の営業許可申請が必要な方は、衛生管理計画を作成し、必ず開催の1週間前までに申請してください。

また実演販売等の許可を受けている方は期限を確認してください。(許可を受けていることを確認するため、10月頃に許可証の写しの提出を求めます。)

②包丁の使用は出来ません。食材の下ごしらえ(洗浄・カット・洗米等)は事前に、営業許可施設あるいは公共の調理室(公民館等)(一時的な許可が必要)で行ってください。

③容器・包装に入った食品を販売する際は、食品表示法に則した表示をしてください。

(9)搬入・搬出は次のとおり(予定)

搬入日時 令和7年10月31日(金) 午後2時から午後5時まで
令和7年11月 1日(土) 午前7時から午前9時30分まで
令和7年11月 2日(日) 午前7時から午前9時30分まで
搬出日時 令和7年11月 1日(土) 午後4時から午後5時まで
令和7年11月 2日(日) 午後4時から午後5時まで

※ 搬入の時間は、会場設営の状況によって変動する可能性があり、また、混雑を避けるために各出店者の搬入シフトを実行委員会にて作成します。

※ 夜間は警備員を配置しますが、テント内の貴重品等は出店者の責任で管理してください。

※ 搬入に利用するリヤカーは、実行委員会にて準備します。

※ 通電はマルシェ当日のみ行います。(前日及び夜間の通電は行いません。)

(10)ゴミの処理

出店時に出的ゴミは、全てお持ち帰りください。

(11)喫煙

条例によりポイ捨て防止等強化区域に指定されていますので、指定された喫煙場所で喫煙してください。(ポイ捨て・路上喫煙等を禁止し、違反した者には罰則を適用。)

(12)その他

①荒天等の事由によるイベントの実施判断は、10月31日(金)の17時までに行います。

マルシェが中止または縮小となり、出店できない場合は、その日の出店料を返金いたします。

②酒類の販売は禁止です。

③製品・商品・特産品等の販売及びその出店の際のトラブルへの対応については、出店者の責任において行ってください。

④製品・商品・特産品・その他出店に関する備品等は出店者の責任において保管してください。

⑤火気等(ガス、フライヤー等)を使用する場合は必ず消火器(6型以上)を用意してください。

※ 消防署への届出は主催者にて行います。

⑥発電機の持込みは禁止します。

⑦芝生等、会場内の施設を傷めないよう使用して下さい。

※万が一傷めた場合は、原状回復を求める場合があります。

⑧レジ袋は、有料で提供してください。ただし、レジ袋有料化に関する法令の対象外となる素材を使用する場合はその限りではありません。

⑨ その他関係法令を遵守してください。

別紙3(にら豚PR店舗 出店条件)

1. にら豚PR店舗 出店要領

(1)出店条件

- ①主に大分市内で販売し、大分市内に常設の店舗が存在している事業者であること。
- ②大分市独自のメニューである「にら豚」をPRするため、大分産のにらを使用し、「にら豚」を提供すること。
- ③他の出店者と協調し、マルシェを円滑に実施すること。
- ④①の店舗においても大分市産農林水産物の使用に努めること。
- ⑤申込み者と出店者が同一であること。(名義貸し等による出店は出来ません。)
- ⑥出店者説明会に出席すること。(10月頃開催予定、後日ご案内します。)
- ⑦「おおいたマルシェの出店に係る誓約書」に同意すること。
※遵守できない出店者は、次年度以降の出店不可とします。
- ⑧暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2)出店ブース

・標準仕様(1小間あたり)

○テント【2.7m×3.6m】1/2 張 ○テーブル【1.8m×0.45m】3 台
○ビニールクロス【900巾】3 枚 ○パイプイス 3 脚 ○テントサイン1枚

・追加設備(有料)(※1)

追加設備額については、後日委託事業者から送付する請求書により、お支払い願います。

○テーブル(ビニールクロス付き)【1.8m×0.45m】	1日あたり	〇〇〇円／台
○パイプイス	1日あたり	〇〇〇円／脚
○簡易手洗【コック付き水タンク・バケツ各1】	1日あたり	〇〇〇円／式
○電源【100V／15A】	1日あたり	〇〇〇円／口

※1:委託事業者が決定後に金額を確定

※電源は1口(1500W)までとします。上記以外に必要な設備がある場合は、出店者各自でご準備ください。

(3)出店料

標準仕様にかかる分を1小間あたり1日5,000円とします。

※搬入出・食材・備品等は全て自己負担となります。

※売上手数料は頂きません。

(4)出店料の納入

出店決定後、請求書を送付しますので、9月9日(火)までに、指定する口座へ振り込み願います。

※振込手数料はご負担願います。

(5)出店者のテント配置の抽選

出店者のテント配置について、以下の点等を考慮して抽選します。

- ①おおいたマルシェ関係団体と地産地消関係に分けて配置
- ②2日間とも出店する出店者の希望を優先して配置
- ③火気を使用する出店者は、指定したエリア内で抽選(抽選日は10月上旬予定)

(6)出店の辞退

出店を辞退する場合は、9月9日(火)までの申し出とし、9月10日(水)以降の辞退は認められません。万が一、それ以降に辞退することとなった場合は、出店料と同額の違約金を請求するとともに、翌年度以降の出店を制限する場合があります。

(7)駐車場

1店舗あたり1台分用意します。(大分市要町を予定)

(8)食品衛生管理について

- ①保健所の指示に従い、衛生管理には十分に留意してください。

※一時的飲食店営業及び一時的菓子製造業の営業許可申請が必要な方は、衛生管理計画を作成し、必ず開催の1週間前までに申請してください。

また実演販売等の許可を受けている方は期限を確認してください。(許可を受けていることを確認するため、10月頃に許可証の写しの提出を求めます。)

- ②包丁の使用は出来ません。食材の下ごしらえ(洗浄・カット・洗米等)は事前に、営業許可施設あるいは公共の調理室(公民館等)(一時的な許可が必要)で行ってください。
- ③容器・包装に入った食品を販売する際は、食品表示法に則した表示をしてください。

(9)搬入・搬出は次のとおり(予定)

搬入日時 令和7年10月31日(金) 午後2時から午後5時まで
令和7年11月 1日(土) 午前7時から午前9時30分まで
令和7年11月 2日(日) 午前7時から午前9時30分まで
搬出日時 令和7年11月 1日(土) 午後4時から午後5時まで
令和7年11月 2日(日) 午後4時から午後5時まで

※ 搬入の時間は、会場設営の状況によって変動する可能性があり、また、混雑を避けるために各出店者の搬入シフトを実行委員会にて作成します。

※ 夜間は警備員を配置しますが、テント内の貴重品等は出店者の責任で管理してください。

※ 搬入に利用するリヤカーは、実行委員会にて準備します。

※ 通電はマルシェ当日のみ行います。(前日及び夜間の通電は行いません。)

(10)ゴミの処理

出店時に出了たゴミは、全てお持ち帰りください。

(11)喫煙

条例によりポイ捨て防止等強化区域に指定されていますので、指定された喫煙場所で喫煙してください。（ポイ捨て・路上喫煙等を禁止し、違反した者には罰則を適用。）

(12)その他

①荒天等の事由によるイベントの実施判断は、10月31日(金)の17時までに行います。

マルシェが中止または縮小となり、出店できない場合は、その日の出店料を返金いたします。

②酒類の販売は禁止です。

③製品・商品・特産品等の販売及びその出店の際のトラブルへの対応については、出店者の責任において行ってください。

④製品・商品・特産品・その他出店に関する備品等は出店者の責任において保管してください。

⑤火気等(ガス、フライヤー等)を使用する場合は必ず消火器(6型以上)を用意してください。

※消防署への届出は主催者にて行います。

⑥発電機の手込みは禁止します。

⑦芝生等、会場内の施設を傷めないよう使用して下さい。

※万が一傷めた場合は、原状回復を求める場合があります。

⑧レジ袋は、有料で提供してください。ただし、レジ袋有料化に関する法令の対象外となる素材を使用する場合はその限りではありません。

⑨その他関係法令を遵守してください。

別紙4 設備計画書(地産地消関係)

(1)出店者の基本設備について

①1出店者につき1箇所の販売ブースを設置し、ブースの基本設備を次のとおりとする。

品目	数量
テント(間口2.7m×奥行3.6m)	1
テーブル(1.8m×0.45m)	3
ビニールクロス(900巾)	3
パイプイス	3

②次の設備については、出店者からの希望がある場合は、追加で配置すること。

なお、出店者からの希望のとりまとめは事務局において行う。

※利用料については、出店者から直接徴収すること。

品目
テーブル(1.8m×0.45m)
ビニールクロス(900巾)
パイプイス
簡易手洗い用具一式(コック付き水タンク・バケツ各1)
電源1口(100V/15A)

(2)基本テント数等について

テント等の基本数を次のとおりとする。出店数に応じて調整のうえ過不足なく配置すること。

項目	仕様	数量	単位
1 マルシェ関係団体エリア(30店舗)			
パイプテント	2間×3間	15	張
テント側幕	3間	30	枚
テント側幕	2間	45	枚
テーブル	1800×450	90	卓
パイプイス		90	脚
ビニールクロス	900巾	90	枚
耐火ボード	火気使用ブース(10店)(各2枚配布)	20	枚
2 地産地消飲食店舗エリア(16店舗)			
パイプテント	2間×3間	8	張
テント側幕	3間	16	枚
テント側幕	2間	24	枚
テーブル	1800×450	48	卓
パイプイス		48	脚
ビニールクロス	900巾	48	枚
耐火ボード	火気使用ブース(10店)(各2枚配布)	20	枚